

地方財政審議会付議（説明）案件

平成 3 1 年 3 月 2 7 日（水）

（案件名）

- ・ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則案について（決裁案件）

自治税務局 都道府県税課
理事官 沼澤 弘平
(内 2 6 8 8 5)

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案の概要

平成31年3月

総務省

1 制定の趣旨

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設する。

2 主な内容

(1) 特別法人事業税の創設

消費税率10%段階において復元される法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約3割）を分離し、特別法人事業税（国税）とする。

課税標準：法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）

主な税率区分：

主な税率区分	特別法人事業税 (国税)	法人事業税 (所得割・収入割)	
	(創設)	(復元後)	(改正後)
資本金1億円超の普通法人	税額の26.0%	3.6%	⇒ 1%
資本金1億円以下の普通法人等	税額の3.7%	9.6%	⇒ 7%
収入金額課税対象法人	税額の3.0%	1.3%	⇒ 1%

※ 法人事業税の税率引下げは、地方税法改正法案にて行う。

賦課徴収：都道府県（法人事業税と併せて実施）

国への払込み：税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

適用期日：平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用

(2) 特別法人事業譲与税の創設

譲与額：特別法人事業税の税収（全額）を都道府県に譲与

譲与基準等：「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限の仕組み（※）を設ける

譲与開始時期：平成32年度

※ 当初算出額の25%を保障し、残余の75%を譲与しない（財源超過額を上限）。

(3) その他

○ 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講ずる。

○ 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。

※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

3 施行期日

原則：平成31年10月1日施行

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する 法律施行規則案の概要

平成31年3月
総務省

1 改正の趣旨

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第 号）が制定されたことに伴い、特別法人事業譲与税の譲与基準である人口の細目等、必要な事項を定めるもの。

2 主な改正の内容

- （1）特別法人事業譲与税の各都道府県の按分基準である人口の細目を定める。
- （2）特別法人事業譲与税の各都道府県への譲与額の算定に際して用いる基準特別法人事業譲与税見込額の細目を定める。
- （3）譲与すべき額の算定に錯誤があった場合の措置を定める。

3 施行期日

平成31年10月1日から施行し、平成32年度分の特別法人事業譲与税から適用する。

○総務省令第 号

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）第三十条、第三十二条及び第三十五条の規定に基づき、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則を次のように定める。

平成三十一年三月 日

総務大臣 石田 真敏

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則

（法第三十条第一項第二号の人口）

第一条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（以下「法」という。）第三十条第一項第二号に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した平成二十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

（法第三十条第二項第二号イの算定方法）

第二条 法第三十条第二項第二号イに規定する当該年度において譲与すべき特別法人事業譲与税の総額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、当該年度の地方財政計画（地方交

付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第七条に規定する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類をいう。）に記載された特別法人事業譲与税の収入見込額とする。

（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第三条 特別法人事業譲与税を都道府県に譲与した後において、その譲与額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該都道府県に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。

2 前項の場合においては、同項の譲与時期において各都道府県に譲与する額は、法第三十一条第四項の規定によつて当該譲与時期に譲与すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該譲与時期に譲与する法第三十一条第四項の譲与額として算定した各都道府県に譲与すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

附 則

（施行期日等）

第一条 この省令は、平成三十一年十月一日から施行し、平成三十二年五月の譲与時期以後に譲与す

る特別法人事業譲与税について適用する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	別表（第三条関係）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1257 215 1289 277">〔略〕</td><td data-bbox="1155 215 1219 573">行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）</td><td data-bbox="357 577 1219 1088">第十四条、第十五条第三項、第十九条第一項及び第二十條（これらの規定を第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項から第四項まで、第二十七条第二項（第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項、第四項及び第五項並びに第三十條第一項、同條第二項及び第三項（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條第一項（第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條第二項、第三十三條、第三十八條第一項、第四十條及び第四十二條（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三條第二項及び第三項、第五十條第一項及び第二項（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一條第二項及び第四項並びに第五十三條（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五條第一項、第五十七條、第六十條第一項及び第六十三條、第七十四條、第七十六條、第七十八條第一項及び第七十九條（これらの規定を第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二條第一項並びに第八十三條第一項及び第三項）</td></tr> <tr> <td data-bbox="248 215 351 573">特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）</td><td data-bbox="319 577 351 904">第八条、第九条及び第十條第一項</td><td></td></tr> </table>	〔略〕	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）	第十四条、第十五条第三項、第十九条第一項及び第二十條（これらの規定を第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項から第四項まで、第二十七条第二項（第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項、第四項及び第五項並びに第三十條第一項、同條第二項及び第三項（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條第一項（第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條第二項、第三十三條、第三十八條第一項、第四十條及び第四十二條（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三條第二項及び第三項、第五十條第一項及び第二項（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一條第二項及び第四項並びに第五十三條（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五條第一項、第五十七條、第六十條第一項及び第六十三條、第七十四條、第七十六條、第七十八條第一項及び第七十九條（これらの規定を第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二條第一項並びに第八十三條第一項及び第三項）	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）	第八条、第九条及び第十條第一項	
〔略〕	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）	第十四条、第十五条第三項、第十九条第一項及び第二十條（これらの規定を第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項から第四項まで、第二十七条第二項（第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項、第四項及び第五項並びに第三十條第一項、同條第二項及び第三項（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條第一項（第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條第二項、第三十三條、第三十八條第一項、第四十條及び第四十二條（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三條第二項及び第三項、第五十條第一項及び第二項（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一條第二項及び第四項並びに第五十三條（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五條第一項、第五十七條、第六十條第一項及び第六十三條、第七十四條、第七十六條、第七十八條第一項及び第七十九條（これらの規定を第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二條第一項並びに第八十三條第一項及び第三項）						
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）	第八条、第九条及び第十條第一項							
改正前	別表（第三条関係）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1257 1155 1289 1218">〔同上〕</td><td data-bbox="1155 1155 1219 1514">行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）</td><td data-bbox="357 1518 1219 2020">第十四条、第十五条第三項、第十九条第一項及び第二十條（これらの規定を第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項から第四項まで、第二十七条第二項（第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項、第四項及び第五項並びに第三十條第一項、同條第二項及び第三項（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條第一項（第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條第二項、第三十三條、第三十八條第一項、第四十條及び第四十二條（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三條第二項及び第三項、第五十條第一項及び第二項（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一條第二項及び第四項並びに第五十三條（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五條第一項、第五十七條、第六十條第一項及び第六十三條、第七十四條、第七十六條、第七十八條第一項及び第七十九條（これらの規定を第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二條第一項並びに第八十三條第一項及び第三項）</td></tr> <tr> <td data-bbox="181 1155 213 1218">〔同上〕</td><td></td><td></td></tr> </table>	〔同上〕	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）	第十四条、第十五条第三項、第十九条第一項及び第二十條（これらの規定を第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項から第四項まで、第二十七条第二項（第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項、第四項及び第五項並びに第三十條第一項、同條第二項及び第三項（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條第一項（第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條第二項、第三十三條、第三十八條第一項、第四十條及び第四十二條（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三條第二項及び第三項、第五十條第一項及び第二項（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一條第二項及び第四項並びに第五十三條（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五條第一項、第五十七條、第六十條第一項及び第六十三條、第七十四條、第七十六條、第七十八條第一項及び第七十九條（これらの規定を第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二條第一項並びに第八十三條第一項及び第三項）	〔同上〕		
〔同上〕	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）	第十四条、第十五条第三項、第十九条第一項及び第二十條（これらの規定を第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項から第四項まで、第二十七条第二項（第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項、第四項及び第五項並びに第三十條第一項、同條第二項及び第三項（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條第一項（第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條第二項、第三十三條、第三十八條第一項、第四十條及び第四十二條（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三條第二項及び第三項、第五十條第一項及び第二項（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一條第二項及び第四項並びに第五十三條（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五條第一項、第五十七條、第六十條第一項及び第六十三條、第七十四條、第七十六條、第七十八條第一項及び第七十九條（これらの規定を第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二條第一項並びに第八十三條第一項及び第三項）						
〔同上〕								

備考 表中の「」の記載は注記である。

（地方債に関する省令の一部改正）

第三条 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附 則 (法第三十三條の五の十の額の算定方法) 第二條の十五 法第三十三條の五の十に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 一 当該年度に地方交付税法第十條第一項の規定による普通交付税の交付を受けない都道府県 当該年度の特別法人事業税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人の事業税の収入額の決算額（地方税法第一條第五号に規定する標準税率相当分に限る。以下この号において「法人事業税の決算額」という。）の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額と当該年度の地方法人特別税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額との合算額から当該年度の特別法人事業譲与税の収入見込額（当該年度において特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号。以下この号において「特別法人事業税法」という。）第三十條第二項第二号に規定する財源超過団体がある場合には、財源超過団体にあつてはイに掲げる額とし、同項第三号に規定する財源不足団体にあつてはロに掲げる額とする。）を控除した額（以下「減収額」という。） イ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第 号）第二條に規定する特別法人事業譲与税の収入見込額を同令第一條に規定する人口（以下この号において同じ。）で按分した額（以下この号において「特別法人事業譲与税収入見込額」という。）から特別法人事業譲与税収入見込額の百分の七十五に相当する額（当該額が当該財源超過団体に係る特別法人事業税法第三十條第二項第四号に規定する財源超過額を超える場合には、当該財源超過額とする。）を控除した額 ロ 当該財源不足団体に係る特別法人事業譲与税収入見込額に財源超過団体におけるイに規定する控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額 二 当該年度の普通交付税の額が減収額に百分の七十五を乗じて得た額に満たない都道府県 減収額から普通交付税の額を控除した額 三 当該年度の普通交付税の額が減収額に百分の七十五を乗じて得た額以上である都道府県 減収額に百分の二十五を乗じて得た額	附 則 〔新設〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（地方債に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 平成三十一年度における前条の規定による改正後の地方債に関する省令附則第二条の十五の規定の適用については、同条第一号中「乗じて得た額と当該年度の地方法人特別税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額との合算額」とあるのは「乗じて得た額」とする。

（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正）

第五条 地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附則 (地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の廃止に伴う経過措置) 第四条 平成三十二年二月までの譲与時期に係る改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十一年法律第二十五号)に規定する地方法人特別譲与税については、第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則(以下この条において「廃止前暫定措置法施行規則」という。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法施行規則第一条中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」とする。
改正前	附則 (地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の廃止に伴う経過措置) 第四条 平成三十三年二月までの譲与時期に係る改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十一年法律第二十五号)に規定する地方法人特別譲与税については、第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則(以下この条において「廃止前暫定措置法施行規則」という。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法施行規則第一条中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」とする。